

第一種特定製品 管理者の役割と責務



目次

	ページ
1. はじめに	3-5
2. 管理者とは	6-8
3. 管理者が守るべき判断の基準	9-11
① 機器の設置と使用環境	12-14
② 機器の点検	15-25
③ フロン漏えい時の適切な対処	26-28
④ 整備の記録と保存(点検・整備記録簿の作成)	29-36
4. フロンの漏えい量報告	37-47
5. 充填証明書・回収証明書について	48-53
6. 情報処理センターの活用	54-59
7. 回収したフロンと再生・破壊証明書	60-62



1. はじめに

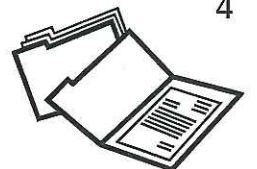


今回の改正フロン法によって、
業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の管理者が
 機器を使用・管理していく上で、
 ◆守るべき『**判断の基準**』が定められ、
 ◆年度ごとに国に**漏れ出たフロンの量**を報告する
 ことになりました。

業務用の冷凍空調機器の管理者とは、
 分かりやすく言うと、業務用の冷凍空調機器の『**所有者**』
 (その他、冷凍空調機器の使用等を**管理する責任を負う者**)とな
 ります。



◆漏れ出たフロンの量の報告とは



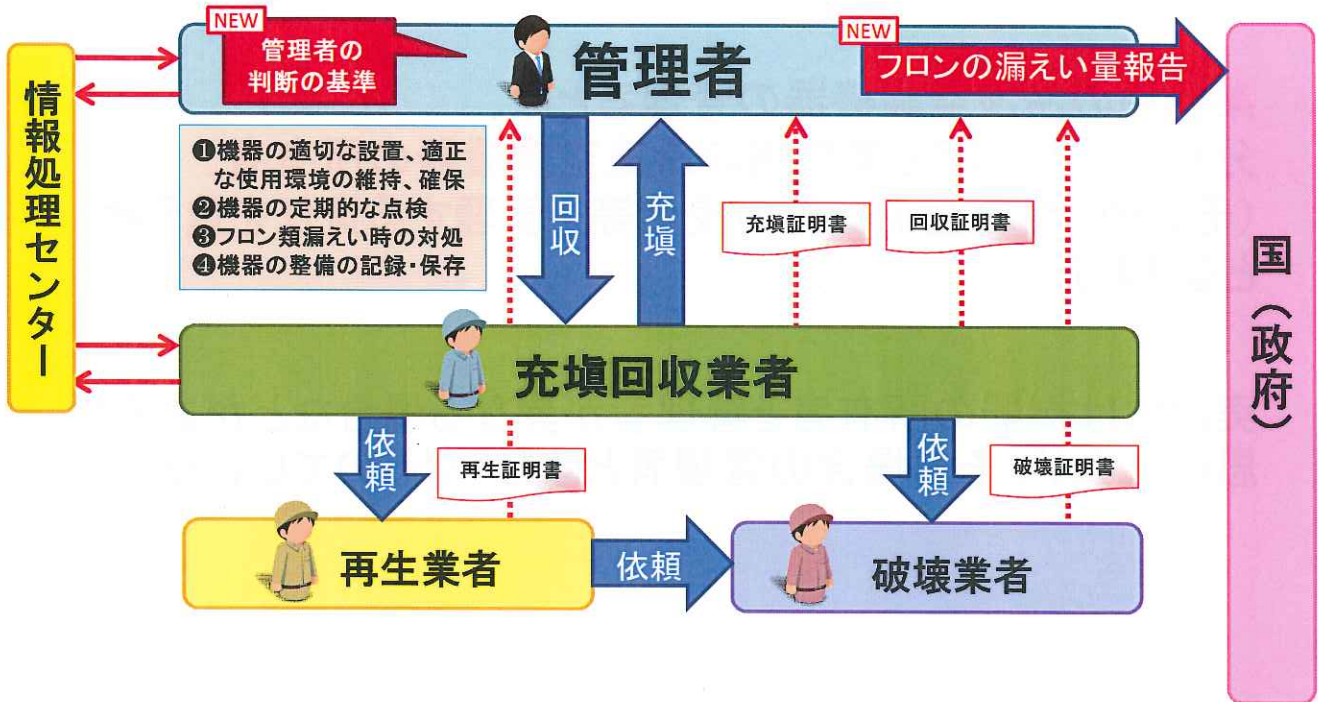
機器を点検・整備した時に、機器から一時的に回収したフロンの
 量よりも再度機器を満たすために充填したフロンの量の方が多
 くなる場合があります。

回収した量より余分に**追加して充填したフロンの量**は、逆に考え
 てみると機器を使用している間に何らかの理由で機器から減っ
 てしまった(=**漏れ出てしまった**)**フロンの量**にあたると思えるこ
 とができます。

したがって、**回収したフロンの量と充填したフロンの量からその
 差を計算**すると、機器から漏れ出たと思われる**フロンの量**が分
 かります。改正法では、**その結果が一定量以上となった場合に
 国に報告**することになりました。



管理者に求められること



2. 管理者とは

管理者とは①



業務用の冷凍空調機器の管理者とは、
分かりやすく言うと業務用の冷凍空調機器の所有者
(その他、冷凍空調機器の使用等を管理する責任を負う者)
となります。

実際には機器の所有者と管理者が異なる場合などがあると思いますが、その場合の管理者とはどうなるのでしょうか。



管理者とは②

所有及び管理の形態(例)	「管理者」となる者
自己所有／自己管理の製品	当該製品の所有権を有する者
自己所有でない場合 (リースの／レンタル製品等)	当該製品のリース／レンタル契約において、管理責任(製品の日常的な管理、故障時の修理等)を有する者
自己所有でない場合 (ビル・建物等に設置された製品で、 入居者が管理しないもの等)	当該製品を所有・管理する者 (ビル・建物等のオーナー)

管理者には点検やフロンの漏えい量を報告する義務がありますので、
管理責任の所在に問題が生じないように、事前に関係当事者間で
『誰が管理者であるのか』を明確にしておく必要があります。

